

国立国語研究所の大学共同利用機関法人への移管経緯

平成 19 年 12 月 24 日 独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）

国立国語研究所
【組織形態の見直し等】
○大学共同利用機関法人に移管する。

平成 20 年 7 月 7 日 「国語に関する学術研究の推進について（報告）」
（科学技術・学術審議会学術分科会）
→人間文化研究機構に設置されることが適当と結論

●国語に関する学術研究を行う大学共同利用機関の必要性

- ・各大学に散在している学術資料を収集、整理、提供する必要性
- ・各大学に在籍している研究者の持つ知見を集積する必要性
- ・多彩な分野にわたる国語に関する学術研究について、分野間の研究交流を活性化する必要性

など

平成 21 年 3 月 31 日 独立行政法人にかかる改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成 21 年法律第 18 号）成立

平成 21 年 1 月 31 日 法案提出
平成 21 年 3 月 18 日 衆・文部科学委員会
修正法案可決、附帯決議
平成 21 年 3 月 30 日 参・文教科学委員会
修正法案可決、附帯決議

平成 21 年 4 月 1 日 人間文化研究機構内に国立国語研究所設置準備室を設置
→移管後の組織体制、研究計画、職員の移行及び処遇等の検討・準備

平成 21 年 10 月 1 日 人間文化研究機構へ移管

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
（設置機関）

- 国立歴史民族博物館（千葉県佐倉市）
- 国文学研究資料館（東京都立川市）
- 国際日本文化研究センター（京都府京都市）
- 総合地球環境学研究所（京都府京都市）
- 国立民族学博物館（大阪府吹田市）
- 国立国語研究所（東京都立川市）

独立行政法人に係る改革を推進するための 文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）

附 則

（国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置）

第十四条 国は、国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等（以下「国語に関する調査研究等」という。）の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（検討）

第十五条 国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※附則第十四条、第十五条は、平成21年3月18日衆議院文部科学委員会における修正により、追加されたものである。

[衆議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の
整備等に関する法律案に対する附帯決議

※平成21年3月18日衆議院文部科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 三 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育事業の重要性に鑑み、引き続き日本語教育事業を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、移管後の国立国語研究所に、日本語教育事業を担当する部門を設置し、さらなる充実を図るとともに、新たな中期計画に日本語教育事業の質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四 国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

[参議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

※平成21年3月30日参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。


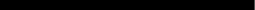


三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。

四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。

五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

(参考)

国立国語研究所の国語に関する調査研究等に関する業務の在り方
検証スケジュール（案）

月	人間文化研究機構 (国語研)	文部科学省研究振興局学術機関課 (科学技術・学術審議会)
4月		・ 検証項目、スケジュール等の検討
5月	国語に関する調査研究等に関する業務及び組織の検証	・ 人間文化研究機構への検討の依頼
6月		
7月		文部科学省に検証結果を報告 
8月		・ 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会の小委員会を設置 ・ 文化審議会国語分科会の小委員会を設置
9月		・ 新国語研における、国語に関する調査研究等に関する業務及び組織について検討 ・ 国語政策等の観点から、国語に関する調査研究等の全般的な状況について検討
10月		 検討結果をとりまとめ（報告書の作成）  報告書のとりまとめ